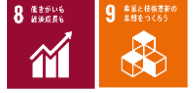


## 株式会社 京都銀行

京都市下京区烏丸通松原上る  
郵便番号600-8652

## 近畿の地域金融機関で初の「S+」!

## 「R&amp;I 顧客本位の投信販売会社評価」を取得



京都銀行（頭取 土井 伸宏）は、株式会社 格付投資情報センター（以下、R&I<sup>※</sup>）による「R&I 顧客本位の投信販売会社評価」において、昨年よりさらに高い評価となる「S+」評価を取得しましたので、お知らせいたします。なお、近畿の地域金融機関で「S+」評価を取得しているのは当行のみです。

本評価は、投資信託販売業務を行う銀行・証券会社などの金融事業者がいかに「お客さま本位の業務運営」を行っているか、その取り組み方針や取り組み状況をR&Iが中立的な立場で評価するものです。今回、当行は、昨年の「S」評価からさらに高い評価となる「S+」評価を取得しました。評価符号は、顧客本位の取り組みが優れた順に「SS」、「S」、「A」、「B」、「C」の5段階評価で、「S」と「A」はさらに上位評価に近いものにプラスの表示がされます。現時点では「SS」評価を取得している金融機関はなく、当行含め「S+」評価を得ている金融機関が最も高い評価を受けていることとなります。なお、「S」評価は「顧客の最善の利益を図るための取り組みが行われており、多くの優れた要素がある」と定義されています。

当行では、今後もお客さまのニーズに応える良質な金融サービスの提供を通じ、資産形成・運用分野において、より一層お客さまに信頼され、信認を得られる銀行を目指してまいります。

※R&I…日本を代表する格付会社。信用格付をはじめ年金運用コンサルティング・投信評価など、さまざまな金融情報サービスの提供を行っている。

以上

&lt;ご参考&gt; R&amp;I の評価レポートより（本リリースに評価書添付）

評価のポイント

- ・ 経営層の適切な関与の下、顧客本位の業務運営（FD）を推進するための態勢が整備、強化されている点
- ・ 顧客の最善の利益の実現に資する販売方針の実践が実績から確認できる点




京都銀行グループでは、従来から「地域社会の繁栄に奉仕する」という経営理念に基づいた企業活動を行ってまいりました。今後も経営理念のより一層高いレベルでの実践であるSDGs達成に向け、地域の社会課題の解決に貢献してまいります。なお、関連するプレスリリースにその目標であるSDGsのアイコンを明示しております。

【SDGs】2015年9月に国連で採択された、経済・社会・環境のあり方についての2030年までの世界共通目標。17のゴールと169のターゲットで構成されている。



評価公表日：2023年5月25日

評価対象	評価符号
<p style="text-align: center;"><b>京都銀行</b></p> <p>【会社概要】 京都府内の融資シェアはトップ。豊富な株式含み益を有し財務体質は良好。近畿圏広域に店舗を積極展開している。</p>	

### 【評価引き上げ】

経営層の適切な関与の下、FDを推進するための態勢が整備、強化されていること、顧客の最善の利益の実現に資する販売方針の実践が実績から確認できることなどを評価し、「S」から「S+」に引き上げた。

## 評価のポイント

- 顧客本位の業務運営に係る方針等の策定・公表等  
経営層の適切な関与を含め、FDを推進するための態勢が整備、強化されている。FD取組状況の公表資料等により自行の取り組みを顧客に分かりやすく伝えることにも十分に配慮しており、高く評価することができる。
- 顧客の最善の利益の追求  
顧客の最善の利益の追求に必要な高度な専門性や販売リテラシーを習得するための研修体系や自己研鑽プログラムが整備、強化されている。また、従業員へFDを定着させるための施策が多面的、継続的に実施されており、高く評価することができる。
- 投信販売方針策定及び販売、レビュー  
「顧客のライフステージに添ったコンサルティング営業」を標榜し、投資信託では、長期・積立・分散をベースとした販売方針を継続している。その実現のための態勢整備も着実に進めており、特に積立では明確な結果を出している。仕組債は顧客の商品理解が難しいこともあり、当行グループとして2022年10月に販売を中止にしたことは、FDの観点から妥当な判断と言える。
- 取扱投信の選定・モニタリング  
取扱投信の選定、モニタリングともにプロセス、確認項目、基準が明確に規定されている。自行による評価のほか、外部評価会社の定性・定量評価情報を活用して判断する態勢を整えており、適切にラインアップの整備が実施されている。
- 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等  
FDの実践に資する動機づけの枠組みが適切に構築されている。営業員の人事考課、賞与査定において、FDの視点を反映させた評価項目を設定しており、営業店に関する業績表彰では、顧客の利益を損なう可能性が高い営業活動を抑制する効果が期待できる表彰制度を設けている。

## 「R&I 顧客本位の投信販売会社評価」について

銀行、証券会社などが、いかに投資信託の販売において「顧客本位の業務運営」を行っているか、その取組方針や取組状況を依頼に基づき、中立的な第三者の立場から評価します。投資信託の購入に際してアドバイスを必要としている個人投資家が販売会社を選ぶ際に、この評価を参考指標として利用することを想定しています。

評価符号とその定義は以下の通りです。

符号	定義
<b>SS</b>	顧客の最善の利益を図るための取組みが十分に行われており、非常に多くの優れた要素がある。
<b>S</b>	顧客の最善の利益を図るための取組みが行われており、多くの優れた要素がある。
<b>A</b>	顧客の最善の利益を図るための取組みが行われており、優れた要素がある。
<b>B</b>	顧客の最善の利益を図るための取組みが行われているが、改善すべき要素がある。
<b>C</b>	顧客の最善の利益を図るための取組みが不十分であり、改善すべき要素が多い。

(注) S と A については、上位評価に近いものにプラスの表示をし、それぞれ S+、A+ と表示することがあります。プラスも符号の一部です。

R&I 顧客本位の投信販売会社評価は、投信販売業務を行う金融事業者の「顧客本位の業務運営」に関する R&I の意見であり、事実の表明ではありません。十分信頼できると判断される情報源からの情報に基づき評価を実施していますが、その情報の正確性、完全性を保証するものではありません。この評価情報の利用によって何らかの損害が発生した場合、その原因がいかなるものであれ、R&I は一切の責任を負わないものとします。R&I 顧客本位の投信販売会社評価は R&I 投信定性評価・定量評価レーティングとはそれぞれ独立のものであり、互いの評価に影響を与えるものではありません。R&I 顧客本位の投信販売会社評価の業務は、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第 299 条第 1 項第 28 号に規定されるその他業務（信用格付業以外の業務であり、かつ、関連業務以外の業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置が法令上要請されています。